

参考資料

令和7年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 90 号	堺市行政手続条例の一部を改正する条例	1
議案第 91 号	堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	5
議案第 92 号	堺市市税条例の一部を改正する条例	7
議案第 93 号	堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例	9
議案第 94 号	堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第 95 号	堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	15
議案第 96 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	17
議案第 97 号	堺市立学校設置条例の一部を改正する条例	21

(付議案件綴及び同説明資料綴 その3)

議案第 115 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	23
-----------	----------------------	----

< 議案第90号 堺市行政手続条例の一部を改正する条例 >

堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 1・2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 1・2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間</u></p>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 1・2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第

を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 1・2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第1

1 項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第 2 4 条第 3 項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「当事者は、弁明の機会の付与の通知があった時から弁明書の提出期限（第 2 7 条第 1 項の規定により口頭による弁明の機会が付与されている場合については、当該弁明の日時とする。）」と、第 1 8 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 2 9 条において準用する第 1 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。

5 条第 4 項後段と、第 1 8 条第 1 項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第 2 4 条第 3 項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「当事者は、弁明の機会の付与の通知があった時から弁明書の提出期限（第 2 7 条第 1 項の規定により口頭による弁明の機会が付与されている場合については、当該弁明の日時とする。）」と、第 1 8 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 2 9 条において準用する第 1 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。

< 議案第91号 堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 >

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第11条 1・2 （略）</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>当該処分の内容を堺市役所前の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。</u>この場合においては、<u>その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第11条 1・2 （略）</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>同項の規定による通知を、通知すべき書類を特定するために必要な情報、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関がその書類を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p>

< 議案第92号 堺市市税条例の一部を改正する条例 >

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(公示送達)</p> <p>第4条 法第20条の2の規定による公示送達は、堺市役所前の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第4条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を堺市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に<u>施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</u></p>

< 議案第 93 号 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例 >

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（助成の範囲）</p> <p>第 3 条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（医療証の提示）</p> <p>第 7 条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府の区域内に所在する第 3 条第 1 項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において、第 3 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。</p>	<p>（助成の範囲）</p> <p>第 3 条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（医療証の提示）</p> <p>第 7 条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府の区域内に所在する第 3 条第 1 項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において、第 3 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の</u></p>

利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（医療証の提示）</p> <p>第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。</p>	<p>（医療証の提示）</p> <p>第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</u></p>

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（医療証の提示）</p> <p>第8条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において第4条第1項の規定による助成を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。</p>	<p>（医療証の提示）</p> <p>第8条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において第4条第1項の規定による助成を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</u></p>

<議案第94号 堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例>

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（延滞金） 第4条 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（委任） 第5条 （略）</p> <p><u>（罰則）</u> 第6条 （略） 第7条 （略）</p>	<p>（延滞金） 第4条 （略）</p> <p><u>（公示送達）</u> 第5条 <u>法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達その他後期高齢者医療に係る公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所若しくは区役所の前の掲示場に掲示し、又は公示事項を堺市役所若しくは区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>（委任） 第6条 （略）</p> <p><u>（罰則）</u> 第7条 （略） 第8条 （略）</p>

第8条 (略)

第9条 (略)

<議案第95号 堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例>

堺市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第63号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の公衆浴場について講ずべき措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 公衆浴場の衛生管理を適切に行うため、法第2条第1項の許可を受けた公衆浴場ごとに<u>専任</u>の衛生管理に関する責任者を置くこと。</p> <p>2 施設等については、次に掲げる清掃等を行ったときは、これらに関する記録を作成し、及び清掃等を行った日から起算して3年間これを保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前項第21号ウの規定による清掃又は<u>第21号ケ</u>の維持管理</p>	<p>（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の公衆浴場について講ずべき措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 公衆浴場の衛生管理を適切に行うため、法第2条第1項の許可を受けた公衆浴場ごとに衛生管理に関する責任者を置くこと。</p> <p>2 施設等については、次に掲げる清掃等を行ったときは、これらに関する記録を作成し、及び清掃等を行った日から起算して3年間これを保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前項第21号ウの規定による清掃又は<u>同号ケ</u>の維持管理</p>

<議案第96号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(66) （略）</p> <p>(67) <u>政令第137条の12第6項</u>の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の建築物の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料 1件 27,000円</p> <p>(68) <u>政令第137条の12第7項</u>の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の道路内の建築制限に係る特例認定申請手数料 1件 27,000円</p> <p>(69)・(70) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料）</p> <p>第34条の6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成1</p>	<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(66) （略）</p> <p>(67) <u>政令第137条の12第11項</u>の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の建築物の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料 1件 27,000円</p> <p>(68) <u>政令第137条の12第12項</u>の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の道路内の建築制限に係る特例認定申請手数料 1件 27,000円</p> <p>(69)・(70) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料）</p> <p>第34条の6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成1</p>

2年法律第149号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新に係る認定申請手数料

ア 法第91条のマンション管理適正化推進センターが法第5条の4各号に掲げる基準(同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。)に適合すると認めた管理計画に係る認定 当該管理計画に係る長期修繕計画(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「省令」という。)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この条において同じ。)の数が1である場合にあっては6,500円、2以上である場合にあっては6,500円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額

イ (略)

(2) 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定に係る認定申請手数料

ア 当該管理計画に係る規約(省令第1条の2第1項第1号に規定する規約をいう。以下この号において同じ。)を変更する場合における認定 変更する規約の数が1である場合にあっては4,7

2年法律第149号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第5条の13第1項の規定に基づく管理計画の認定又は法第5条の16第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新に係る認定申請手数料

ア 法第91条のマンション管理適正化推進センターが法第5条の14各号に掲げる基準(同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。)に適合すると認めた管理計画に係る認定 当該管理計画に係る長期修繕計画(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「省令」という。)第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この条において同じ。)の数が1である場合にあっては6,500円、2以上である場合にあっては6,500円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額

イ (略)

(2) 法第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定に係る認定申請手数料

ア 当該管理計画に係る規約(省令第1条の8第1項第1号に規定する規約をいう。以下この号において同じ。)を変更する場合における認定 変更する規約の数が1である場合にあっては4,7

00円、2以上である場合にあつては4,700円に1を超える
規約の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額

イ (略)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に
関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者
から徴収する。

(1)～(13) (略)

(14) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1
項、第5条の6第1項又は第5条の7第1項の規定に基づく認定に
係る証明手数料 1件 200円

(15) (略)

2 (略)

00円、2以上である場合にあつては4,700円に1を超える
規約の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額

イ (略)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に
関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者
から徴収する。

(1)～(13) (略)

(14) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の13第
1項、第5条の16第1項又は第5条の17第1項の規定に基づく
認定に係る証明手数料 1件 200円

(15) (略)

2 (略)

< 議案第 97 号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例 >

堺市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 28 号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
1～4 （略）		1～4 （略）	
5 特別支援学校		5 特別支援学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
堺市立 ^{もす} 百舌鳥支援学校分校	堺市堺区大仙中町	堺市立 ^{もす} 百舌鳥支援学校 ^{あさひ} 旭分校	堺市堺区大仙中町
(追加)		堺市立 ^{もす} 百舌鳥支援学校 ^{みやぞの} 宮園分校	堺市中区宮園町
(略)		(略)	

< 議案第 115 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 >

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>第 24 条</u> <u>削除</u></p>	<p><u>（公示送達）</u> <u>第 24 条</u> <u>法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定による公示送達</u><u>その他国民健康保険に係る公示送達は、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所若しくは区役所の前の掲示場に掲示し、又は公示事項を堺市役所若しくは区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>

令和7年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

令和7年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-25-0066

